契約書の種類ごとの号と印紙税額

契約書	号	記載金額があるとき	金額を書かないとき	注意
工事請負契約書	第2号	10,000円未満は非課税、200円～600,000円（令和9年3月31日まで軽減あり）	200円	
業務委託契約書（請負：成果物の完成を約束するもの）	第2号	10,000円未満は非課税、200円～600,000円	200円	
業務委託契約書（準委任・委任）	なし	かからない	–	成果報酬型の委任も請負に当たりません
継続する業務委託・取引の基本契約書	第7号	4,000円	4,000円	契約期間が3か月以内で更新の定めがないものを除く
不動産の売買契約書	第1号の1	10,000円未満は非課税、200円～600,000円（令和9年3月31日まで軽減あり）	200円	
物品・商品の売買契約書	なし	かからない	–	継続する売買の基本契約で第7号に当たるものを除く
土地の賃貸借契約書	第1号の2	10,000円未満は非課税、200円～600,000円	200円	記載金額は権利金など返さないお金（賃料・敷金は含まない）
建物の賃貸借契約書	なし	かからない	–	敷地の賃貸借も約束したことが明らかなら第1号の2
金銭消費貸借契約書・借用書	第1号の3	10,000円未満は非課税、200円～600,000円	200円	
運送契約書	第1号の4	10,000円未満は非課税、200円～600,000円	200円	乗車券や送り状は含まない

金額ごとの税額は下の早見表と収入印紙の金額一覧で確かめられます。消費税額を分けて書いた契約書は税抜の金額で判定します。

国税庁 No.7102 請負に関する契約書（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7102.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 印紙税法基本通達 別表第一 第2号文書（https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/inshi/betsu01/03.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7104 継続的取引の基本となる契約書（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7104.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7101 不動産の譲渡等に関する契約書（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7101.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例 印紙税 12/01（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/12/01.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7106 建物の賃貸借契約書（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7106.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7140 印紙税額の一覧表（第1号～第4号）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7124（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7124.htm、2026年11月11日確認）
「印紙税額の一覧表」（国税庁）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm）を加工して作成（令和8年4月1日現在法令等）